県章

三重県公報

平成29年3月28日（火）
第　2889　号
毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	告　　示		
222	地方自治法施行令第158条第1項の規定による寄附金の収納事務の委託	（税務企画課）	2
223	地方自治法施行令第158条の2第1項の規定による自動車税の収納事務の委託	（同）	2
224	健康福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	（健康福祉総務課）	2
225	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	（地域福祉課）	10
226	生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	（同）	11
227	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	（同）	11
228	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	（同）	12
229	三重県立ゆめドームうえのの利用料金の承認	（水資源・地域プロジェクト課）	12
230	兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立した旨及びその関係図書の縦覧	（国体準備課）	15
231	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	（中小企業・サービス産業振興課）	16
232	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	（同）	17
233	同件	（同）	17
234	県土整備部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	（県土整備総務課）	18
235	兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立した旨及びその関係図書の縦覧	（流域管理課）	18
236	警察関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	（警察本部）	19
	公　　告		
	特定非営利活動法人の設立の認証を行った旨	（男女共同参画・ＮＰＯ課）	19
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行った旨	（同）	19
	同件	（同）	20
	国土調査に係る成果の認証	（水資源・地域プロジェクト課）	20
	同件	（同）	20
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	（農地調整課）	21
	公共測量が終了した旨の通知	（公共用地課）	21
	土地区画整理組合の事業計画の変更認可	（都市政策課）	22
	開発行為に関する工事の完了	（建築開発課）	22
	宅地開発事業に関する工事の完了	（同）	22
	特定調達公告		
	落札者を決定した旨	（教育委員会）	23

告　　示

三重県告示第 222 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、三重県ふるさと応援寄附金の収納事務を次のとおり委託します。

なお、地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定による寄附金の収納事務の委託（平成 28 年三重県告示第 224 号）は平成 29 年 3 月 31 日限り、廃止します。

平成 29 年 3 月 28 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　委託先

京都府京都市下京区四条通烏丸西入函谷鉾町 101 番地　アーバンネット四条烏丸ビル

株式会社エフレジ　代表取締役　杉本　和彦

2　委託期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 223 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条の 2 第 1 項の規定により、三重県の自動車税の収納事務を次のとおり委託します。

なお、地方自治法施行令第 158 条の 2 第 1 項の規定による自動車税の収納事務の委託（平成 28 年三重県告示第 225 号）は平成 29 年 3 月 31 日限り廃止します。

平成 29 年 3 月 28 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　委託先

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
株式会社セブン－イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目 8 番 27 号

2　委託期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 224 号

健康福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 29 年 3 月 28 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

健康福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

健康福祉部関係補助金等交付要綱（平成 7 年三重県告示第 435 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(2)の表第 4 号の項（C）及び（D）の欄を次のように改める。

1　臨時予防接種事業 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条の規定により市町が行う臨時の予防接種事業	補助基本額の 2/3以内
2　予防接種事故救済給付費事業 予防接種法第 15 条第 1 項及び予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律（昭和 51 年法律第 69 号）附則第 3	補助基本額の 3/4以内

条第1項の規定により市町が行う給付事業 3　ポリオ生ワクチン2次感染対策事業 ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施要綱（平成16年3月30日健発第0330019号）第5により市町が行う給付事業	補助基本額の3/4以内
4　予防接種事故発生調査費事業 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について（昭和52年3月7日衛発第186号）第10及びポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施要綱（平成16年3月30日健発第0330019号）第4の2により設置された予防接種健康被害調査委員会が行う予防接種による健康被害に関する調査等の事業	補助基本額の3/4以内

別表1(3)の表第2号の項（A）の欄及び（B）の欄を次のように改める。

医薬品等開発促進事業費補助金	医薬品、医薬部外品、化粧品、機能性を有した食品、薬用植物を活用した商品等の製品開発の促進を図る。

別表1(4)の表第1号の項（B）の欄及び（C）の欄を次のように改める。

生活衛生関係営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護を図り、もって安心・快適な生活衛生環境づくりを衛生的観点から推進する。	1　生活衛生営業経営指導員又は事務職員等の設置に要する経費 2　生活衛生営業指導事業に要する経費

別表1(5)の表中第13号の項を削り、第14号の項を第13号の項とし、第15号の項から第20号の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表1(6)の表第9号の項（A）の欄を次のように改める。

三重県地域自殺対策強化事業補助金

別表1(6)の表第9号の項（C）の欄を次のように改める。

1　対面相談事業に要する経費 2　電話相談事業に要する経費 3　人材養成事業に要する経費 4　普及啓発事業に要する経費 5　計画策定実態調査事業に要する経費 6　若年層対策事業に要する経費 7　強化モデル事業に要する経費 8　自殺未遂者支援事業に要する経費 9　自殺未遂者支援・連携体制構築事業に要する経費 10　災害時自殺対策事業に要する経費 11　ハイリスク地対策事業に要する経費

別表1(6)の表第14号の項（A）の欄から（C）の欄までを次のように改める。

がん予防・早期発見推進モ	県内市町が連携したがん予防・早期発見の取組を	1　地域全体の受診率向上を図る近隣市町の連携体制づくり

デル事業補助金	推進し、県内におけるがんによる死亡者数の減少を図る。	のための経費 2　がん検診に係る相互乗り入れを可能にするための経費 3　地域住民も参画した受診率向上の経費 4　1～3 のほか、がん検診の受診率を向上させる地域の体制づくりのために効果的と考えられる経費

別表 1(6)の表第 15 号の項（A）の欄を次のように改める。

三重県口腔ケア活動支援事業補助金

別表 1(6)の表第 15 号の項（C）の欄を次のように改める。

在宅口腔ケア及び人材育成に必要な医療機器等の備品購入費

別表 1(6)の表第 16 号の項（D）の欄を次のように改める。

別に定める。

別表 1(6)の表に次のように加える。

17	三重県地域口腔ケアステーション設備整備事業補助金	在宅訪問歯科医療の普及向上及びより安全で質の高い診療提供体制の推進を図る。	在宅訪問歯科診療に必要な機器の購入費	別に定める。	在宅訪問歯科診療対応チーム登録歯科医療機関

別表 1(7)の表第 9 号の項（C）の欄中「特定不妊治療に要した経費」を「特定不妊治療及び男性不妊治療に要した経費」に改め、同表第 10 号の項（C）の欄中「、男性不妊治療に要した経費」を削り、同表第 21 号の項（B）の欄及び（C）の欄を次のように改める。

保育所等の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる体制整備を図る。	保育所等の整備に要する経費

別表 1(7)の表第 26 号の項中「放課後児童クラブ活動事業費補助金」を「三重県放課後児童クラブ活動事業費補助金」に改め、同表第 27 号の項中「放課後児童クラブ整備費補助金」を「三重県放課後児童クラブ整備費補助金」に改め、同項（D）の欄及び（E）の欄を次のように改める。

別に定める。	市町

別表 1(7)の表第 29 号の項中「私立幼稚園」を「私立幼稚園等」に改め、同表第 30 号の項（B）の欄及び（C）の欄中「私立幼稚園」を「私立幼稚園等」に改め、同表第 31 号の項（B）の欄及び（C）の欄中「私立幼稚園」を「私立幼稚園等」に改め、同表第 35 号の項（C）の欄中「、工事」を「及び工事並びに屋内運動場等の耐震対策工事」に改め、同表中第 38 号の項を削り、第 39 号の項を第 38 号の項とし、第 40 号の項から第 43 号の項までを 1 項ずつ繰り上げ、第 44 号の項（A）の欄を次のように改める。

保育士修学資金等貸付事業費補助金

別表 1(7)の表第 44 号の項（C）の欄中「修学資金」の次に「等」を加え、同項を同表第 43 号の項とし、同表中第 45 号の項を第 44 号の項とし、第 46 号の項から第 49 号の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

49	東海北陸地区私立幼稚園教育研究大会運営費補助	大会の円滑な実施を図り、三重県の子育て支援施策の推進に資する。 .	東海北陸地区私立幼稚園教育研究大会を開催するために必要な経費	別に定める。	一般社団法人三重県私立幼稚園・認定こども園協会
50	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	高等学校卒業程度認定試験対策講座の受講費用を一部補助することにより、ひとり親家庭の自立及び生活の安定を	対策講座の受講に要する経費	別に定める。	別に定める。

		図る。			
51	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金	就職に有利な資格の取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図る。	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業を実施するために必要な経費	別に定める。	社会福祉法人三重県社会福祉協議会
52	新任保育士等園内研修支援事業費補助金	新任保育士等の就業継続を支援するため、園内研修の実施を支援することにより、保育人材の確保を図る。	園内研修の保育士支援アドバイザーを派遣するために必要な経費	別に定める。	市町
53	三重県病院保育施設整備費補助金	病児保育施設を整備することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援する。	市町、病院又は診療所、社会福祉法人等が病児保育施設を整備する際に必要な経費	補助基本額の1/3 又は 3/10以内	市町

別表1(8)の表第3号の項（A）の欄を次のように改める。

医療施設等設備整備費補助金

別表1(8)の表第9号の項（C）の欄中「第23号の項」を「第11号の項」に改め、同表第20号の項（A）の欄を次のように改める。

国民健康保険特定健康診査・保健指導県負担金

別表1(8)の表第20号の項（D）の欄中「第72条の4」を「第72条の5」に改め、同表第21号の項（A）の欄を次のように改める。

国民健康保険組合特定健康診査・保健指導県補助金

別表1(8)の表に次のように加える。

25	院内感染対策施設設備整備事業補助金	病院に自動手指消毒器の整備を促進し、手指を媒介としたＭＲＳＡ等による院内感染症の拡大防止を図る。	院内感染の拡大防止を目的とした自動手指消毒器の初度設備整備に要する経費	別に定める。	別に定める。
26	三重県医療安全設備整備費補助金	医療事故調査制度の円滑な運用を図るため、医療安全に資する設備の整備を促進する。	手術室、救急処置室等の録画装置及び同装置の機能向上を図るための周辺装置の整備に要する経費	別に定める。	別に定める。
27	三重県後期高齢者医療財政安定化基金交付金	後期高齢者医療広域連合における保険料率の算定にあたり、三重県後期高齢者医療財政安定化基金の一部を取り崩して交付することにより、保険料の増加の抑制を図る。	後期高齢者医療広域連合における保険料率の算定にあたり、保険料の増加の抑制に要する費用	10/10	三重県後期高齢者医療広域連合

別表1(9)の表第2号の項中「公益社団法人三重県医師会」を「郡市医師会」に改め、同表第3号の項（E）の欄中「公益社団法人三重県医師会及び公益社団法人三重県歯科医師会」を「別に定める。」に改め、同表中第7号の項から第9号の項までを削り、第10号の項を第7号の項とし、第11号の項を第8号の項とし、第12号の項を削り、同表第13号の項（E）の欄中「市町」を「地方公共団体」に改め、同項を同表第9号の項とし、同表中第14号の項を削り、同表第15号の項（B）の欄中「出産」を「お産」に改め、同項を同表第10号の項とし、同表中第16号の項を第11号の項とし、第17号の項を削り、第18号の項を第12号の項とし、第19号の項を第13号の項とし、第20号の項及び第21号の項を削り、第22号の項を第14号の項とし、第23号の項を削り、第24号の項を第15号の項とし、第25号の項を第16号の項とし、同表第26号の項中「三重県医療施設耐震化整備事業費補助金」を「医療施設耐震化整備事業費補助金」に改め、同項を同表第17号の項とし、同表中第27号の項を第18号の項とし、第28号の項を第19号の項とし、同表第29号の項中「医療施設設備整備費補助金」を「医療施設等設備整備費補助金」に改め、同項を同表第20号の項とし、同表中第30号の項を削り、第31号の項を第21号の項とし、第32号の項から第34号の項までを10項ずつ繰り上げ、同表第35号の項中「在

宅医療整備体制推進事業補助金」を「在宅医療体制整備推進事業補助金」に改め、同項を同表第 25 号の項とし、同表第 36 号の項中「看護師等養成所運営費補助金」を「三重県看護師等養成所運営費補助金」に、「郡市医師会」を「別に定める。」に改め、同項を同表第 26 号の項とし、同表第 37 号の項中「病院内保育所運営費補助金」を「三重県病院内保育所運営費補助金」に改め、同項を同表第 27 号の項とし、同表中第 38 号の項を第 28 号の項とし、同表第 39 号の項中「看護師等養成所実習施設確保推進事業補助金」を「三重県看護師等養成所実習施設確保推進事業補助金」に改め、同項を同表第 29 号の項とし、同表第 40 号の項中「看護師宿舎施設整備費補助金」を「三重県看護師宿舎施設整備費補助金」に改め、同項を同表第 30 号の項とし、同表第 41 号の項中「看護師勤務環境改善施設整備費補助金」を「三重県看護師勤務環境改善施設整備費補助金」に改め、同項を同表第 31 号の項とし、同表第 42 号の項中「看護師等養成所施設整備費補助金」を「三重県看護師等養成所施設整備費補助金」に改め、同項を同表第 32 号の項とし、同表第 43 号の項中「看護師等養成所初度設備整備費補助金」を「三重県看護師等養成所初度設備整備費補助金」に改め、同項を同表第 33 号の項とし、同表中第 44 号の項を削り、同表第 45 号の項中「病院内保育所施設整備費補助金」を「三重県病院内保育所施設整備費補助金」に改め、同項を同表第 34 号の項とし、同表第 46 号の項中「助産師養成所実習施設確保推進事業補助金」を「三重県助産師養成所実習施設確保推進事業補助金」に改め、同項を同表第 35 号の項とし、同表第 47 号の項中「外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金」を「三重県外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金」に改め、同項を同表第 36 号の項とし、同表中第 48 号の項を削り、第 49 号の項を第 37 号の項とし、同表第 50 号の項（B）の欄及び（C）の欄を次のように改め、同項を同表第 38 号の項とする。

無医地区等における住民の医療の確保を図るとともに、医療施設の耐震化促進、災害派遣医療チームの防災訓練等への参加及び被災地における活動を支援する。	1　へき地診療所として必要な医療機器の整備に要する経費 2　へき地医療拠点病院が行う無医地区を対象とする巡回診療、へき地診療所への医師派遣等の医療活動に要する経費 3　へき地診療所において厚生労働大臣の認める事業を運営するために要する経費 4　医療施設の耐震診断に必要な経費 5　国が主催する総合防災訓練への参加に必要な経費 6　被災地での活動に必要な経費

別表 1(9)の表中第 51 号の項を第 39 号の項とし、同表第 52 号の項中「新人看護職員研修事業費補助金」を「三重県新人看護職員研修事業費補助金」に改め、同項を同表第 40 号の項とし、同表中第 53 号の項を第 41 号の項とし、同表に次のように加える。

42	初期研修医定着支援事業補助金	初期臨床研修医の県内就業の定着を図る。	初期臨床研修における研修内容並びに指導及び育成体制をより充実及び強化する取組に要する経費	別に定める。	特定非営利活動法人
43	院内助産所及び助産師外来整備事業補助金	妊婦の多様なニーズに応え、地域における安心安全快適なお産の場を確保するとともに産科病院・産科診療所における助産師の積極的な活用により、正常産を助産師が担うことで産科医師の負担を軽減する。	病院内助産所及び助産師外来の助産師等の資質向上に必要な経費	別に定める。	市町、日本赤十字社、社会医療法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、医療法人、医療生協その他知事が認める者
44	広域搬送拠点臨時医療施設整備費補助金	災害時に広域搬送を行うためのＳＣＵに係る設備の整備を図る。	広域搬送拠点臨時医療施設の整備に係る経費	別に定める。	別に定める。

45	医師官舎整備事業補助金	医師不足が深刻な地域における医療人材を確保するために医師官舎の整備を行い、医師の定着を支援する。	医師官舎の整備、修繕、改修等の取組に要する経費	別に定める。	市町及び一部事務組合
46	総合診療医広域育成拠点整備事業補助金	新専門医研修における総合診療医の育成環境の整備を支援し、総合診療医の確保を図る。	総合診療医の育成にかかる拠点整備及び各種の事業に要する経費	別に定める。	医師を養成する教育機関のうち、知事が適当と認める者
47	新地域医療体制確保支援事業補助金	県内の地域医療構想区域において、機能分化・連携を軸とした医療提供体制の構築の推進を図る。	寄附講座の設置に要する経費	別に定める。	市町
48	心電図伝送システム整備補助金	心電図伝送システムの整備を図り、救急医療体制の充実を図る。	心電図伝送システムの整備に係る経費	別に定める。	特定非営利活動法人

別表1(10)の表中第11号の項及び第12号の項を削り、第13号の項を第11号の項とし、第14号の項から第18号の項までを2項ずつ繰り上げる。

別表1(11)の表中第8号の項を削り、第9号の項を第8号の項とし、第10号の項を第9号の項とし、第11号の項を第10号の項とし、同表に次のように加える。

11	喀痰（かくたん）吸引等実施介護人材確保事業補助金	障害福祉サービス事業所等における介護職員による喀痰吸引等の実施者の確保を図る。	障害福祉サービス事業所で勤務する職員が、不特定者に対する喀痰吸引等研修を受講する際に必要な費用	補助基本額（上限7万円）の1/2	障害福祉サービス事業所
12	三重県障がい者共同受注窓口事業費補助金	就労支援事業所等の受注の機会を確保するとともに、障がい者の工賃等の向上を図り、障がい者の地域における自立した生活の実現に資する。	共同受注窓口事業の運営に要する経費	別に定める。	社会福祉法人、特定非営利活動法人等

別表1(12)の表中第2号の項を削り、同表第3号の項（D）の欄中「以内」の次に「（上限100万円）」を加え、同項を同表第2号の項とし、同表中第4号の項を第3号の項とし、第5号の項を第4号の項とし、第6号の項を第5号の項とする。

別表1に次の1表を加える。

(14)　福祉監査課関係

区分	（A） 補助金等の名称	（B） 補助金等の交付の目的	（C） 補助事業等の内容	（D） 補助額又は交付率	（E） 補助対象者
1	社会福祉法人経営労務管理改善支援事業費補助金	社会福祉法人の経営労務管理を改善し、福祉人材の確保の促進に資する。	経営労務管理の専門家から指導及び助言を受けるのに要する費用	別に定める。	社会福祉法人

別表2を次のように改める。

別表2（第2条関係）

区分	（A） 名称	（B） 規則第20条第1項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間	（C） 規則第20条第1項第2号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具
1	感染症指定医療機関施設・設備整備費補助金	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号。以下「厚生労働省告示」という。）に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具

2	みえライフイノベーション総合特区医療情報利活用推進事業費補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具
3	三重県交通施設バリアフリー化設備モデル整備費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
4	難病在宅ケア支援ネットワーク整備事業設備整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	
5	がん診療施設整備費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	
6	がん診療設備整備費補助金		
7	三重県口腔ケア活動支援事業補助金		
8	地域医療体制基盤整備事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円以上の機械及び器具
9	三重県地域口腔ケアステーション設備整備事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
10	児童養護施設等整備費負担（補助）金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具
11	障がい児保育環境改善事業費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
12	安心こども基金保育基盤整備事業費補助金（保育所等整備事業等）	厚生労働省告示及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成13年文部科学省告示第53号。以下「文部科学省告示」という。）に定められている処分制限期間に相当する期間	
13	地域子ども・子育て支援事業費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具
14	放課後児童クラブ整備費補助金	補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成27年内閣府告示第424号。以下「内閣府告示」という。）に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（事業者が市町以外の者の場合は30万円）以上の機械及び器具
15	認定こども園施設整備交付金	文部科学省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
16	病児保育施設整備費補助金	内閣府告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（事業者が市町以外の者の場合は30万円）以上の機械及び器具
17	人工腎臓装置不足地域設備整備事業補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具
18	医学的リハビリテーション施設施設整備事業補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（事業者が市町以外の者の場合は30万円）以上の機器及び器具
19	公立大学法人三重県立看護大学施設整備費補助金		大蔵省令に定められている機械及び器具
20	院内感染対策施設設備整備事業補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具

21	三重県医療安全設備整備費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円）以上の機器及び器具
22	小児・周産期医療提供体制推進事業費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
23	地域災害拠点病院施設整備費補助金		—
24	地域災害拠点病院設備整備費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具
25	医療施設耐震化整備促進事業費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	—
26	医療施設等設備整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具
27	三重県地域医療再生事業補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具
28	三重県看護師宿舎施設整備費補助金		—
29	三重県看護師勤務環境改善施設整備費補助金		—
30	三重県看護師等養成所施設整備費補助金		—
31	三重県看護師等養成所初度設備整備費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具
32	三重県病院内保育所施設整備費補助金		—
33	救急患者搬送情報共有システム運営補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
34	ドクターヘリ改修支援事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具
35	医療施設施設整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	—
36	院内助産所及び助産師外来整備事業補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
37	広域搬送拠点臨時医療施設整備費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具
38	医師官舎整備事業補助金		—
39	心電図伝送システム整備補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
40	老人保健福祉施設整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具

41	三重県介護従事者確保事業費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円以上の機械及び器具
42	三重県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円）以上の機械、器具及びその他財産
43	障害者施設整備事業費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具
44	障害者グループホーム緊急整備事業費補助金		

附　則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の健康福祉部関係補助金等交付要綱の規定は、平成28年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第225号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成29年3月28日

三重県知事　鈴　木　英　敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	指定年月日	事業（サービス）の種類
ナカニシ薬局	熊野市井戸町738-2	株式会社メディカルナカニシ	熊野市井戸町738-2	平成28年12月1日	居宅療養管理指導
きのくに薬局	熊野市久生屋町882-12	株式会社メディカルナカニシ	熊野市井戸町738-2	平成28年12月1日	居宅療養管理指導
ひのき薬局	熊野市井戸町907-1	株式会社メディカルナカニシ	熊野市井戸町738-2	平成28年12月1日	居宅療養管理指導
いぶき薬局	熊野市井戸町4972-1	株式会社メディカルナカニシ	熊野市井戸町738-2	平成28年12月1日	居宅療養管理指導
しょうなん調剤薬局　市民病院前店	桑名市北別所字福地404-1	有限会社テクニカルファーマ	伊賀市上野車坂町655-65	平成29年3月1日	居宅療養管理指導
清和の里外部サービス利用型（介護予防）指定特定施設入居者生活介護事業所	亀山市布気町602番地	社会福祉法人　安全福祉会	亀山市住山町字大掛590番地の1	平成28年12月1日	特定施設入居者生活介護
ナカニシ薬局	熊野市井戸町738-2	株式会社メディカルナカニシ	熊野市井戸町738-2	平成28年12月1日	介護予防居宅療養管理指導
きのくに薬局	熊野市久生屋町882-12	株式会社メディカルナカニシ	熊野市井戸町738-2	平成28年12月1日	介護予防居宅療養管理指導
ひのき薬局	熊野市井戸町907-1	株式会社メディカルナカニシ	熊野市井戸町738-2	平成28年12月1日	介護予防居宅療養管理指導
いぶき薬局	熊野市井戸町4972-1	株式会社メディカルナカニシ	熊野市井戸町738-2	平成28年12月1日	介護予防居宅療養管理指導
しょうなん調剤薬局　市民病院前店	桑名市北別所字福地404-1	有限会社テクニカルファーマ	伊賀市上野車坂町655-65	平成29年3月1日	介護予防居宅療養管理指導

清和の里外部サービス利用型（介護予防）指定特定施設入居者生活介護事業所	亀山市布気町602番地	社会福祉法人　安全福祉会	亀山市住山町字大掛590番地の1	平成28年12月1日	介護予防特定施設入居者生活介護

三重県告示第226号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出がありました。

平成29年3月28日

三重県知事　鈴　木　英　敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
介護老人保健施設だいそう	桑名市多度町柚井字境川132番地	医療法人社団青木会	桑名市多度町柚井字境川132番地	介護老人保健施設	平成29年1月3日
介護老人保健施設だいそう	桑名市多度町柚井字境川132番地	医療法人社団青木会	桑名市多度町柚井字境川132番地	短期入所療養介護	平成29年1月3日
介護老人保健施設だいそう	桑名市多度町柚井字境川132番地	医療法人社団青木会	桑名市多度町柚井字境川132番地	介護予防短期入所療養介護	平成29年1月3日

三重県告示第227号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成29年3月28日

三重県知事　鈴　木　英　敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	指定年月日	事業（サービス）の種類
ナカニシ薬局	熊野市井戸町738-2	株式会社メディカルナカニシ	熊野市井戸町738-2	平成28年12月1日	居宅療養管理指導
きのくに薬局	熊野市久生屋町882-12	株式会社メディカルナカニシ	熊野市井戸町738-2	平成28年12月1日	居宅療養管理指導
ひのき薬局	熊野市井戸町907-1	株式会社メディカルナカニシ	熊野市井戸町738-2	平成28年12月1日	居宅療養管理指導
いぶき薬局	熊野市井戸町4972-1	株式会社メディカルナカニシ	熊野市井戸町738-2	平成28年12月1日	居宅療養管理指導
しょうなん調剤薬局　市民病院前店	桑名市北別所字福地404-1	有限会社テクニカルファーマ	伊賀市上野車坂町655-65	平成29年3月1日	居宅療養管理指導
清和の里外部サービス利用型（介護予防）指定特定施設入居者生活介護事業所	亀山市布気町602番地	社会福祉法人　安全福祉会	亀山市住山町字大掛590番地の1	平成28年12月1日	特定施設入居者生活介護
ナカニシ薬局	熊野市井戸町738-2	株式会社メディカルナカニシ	熊野市井戸町738-2	平成28年12月1日	介護予防居宅療養管理指導
きのくに薬局	熊野市久生屋町882-12	株式会社メディカルナカニシ	熊野市井戸町738-2	平成28年12月1日	介護予防居宅療養管理指導
ひのき薬局	熊野市井戸町907-1	株式会社メディカルナカニシ	熊野市井戸町738-2	平成28年12月1日	介護予防居宅療養管理指導

いぶき薬局	熊野市井戸町 4972-1	株式会社メディカルナカニシ	熊野市井戸町 738-2	平成 28 年 12 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
しょうなん調剤薬局　市民病院前店	桑名市北別所字福地 404-1	有限会社テクニカルファーマ	伊賀市上野車坂町 655-65	平成 29 年 3 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
清和の里外部サービス利用型（介護予防）指定特定施設入居者生活介護事業所	亀山市布気町 602 番地	社会福祉法人　安全福祉会	亀山市住山町字大掛 590 番地の 1	平成 28 年 12 月 1 日	介護予防特定施設入居者生活介護

三重県告示第 228 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 3 月 28 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
介護老人保健施設だいそう	桑名市多度町柚井字境川 132 番地	医療法人社団青木会	桑名市多度町柚井字境川 132 番地	介護老人保健施設	平成 29 年 1 月 3 日
介護老人保健施設だいそう	桑名市多度町柚井字境川 132 番地	医療法人社団青木会	桑名市多度町柚井字境川 132 番地	短期入所療養介護	平成 29 年 1 月 3 日
介護老人保健施設だいそう	桑名市多度町柚井字境川 132 番地	医療法人社団青木会	桑名市多度町柚井字境川 132 番地	介護予防短期入所療養介護	平成 29 年 1 月 3 日

三重県告示第 229 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、三重県立ゆめドームうえのの利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県立ゆめドームうえのの利用料金の承認（平成 24 年三重県告示第 177 号）は、平成 29 年 3 月 31 日限り廃止します。

平成 29 年 3 月 28 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　指定管理者

日本環境マネジメント株式会社　代表取締役　片山　安茂

2　利用料金の額

(1)　施設

区分				時間区分	1時間当たりの金額（円）
第一競技場	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	入場料を徴収しない場合	日曜日、土曜日及び休日	午前 9 時から午後 10 時まで	2,100
			平日	午前 9 時から午後 5 時まで	1,500
				午後 5 時から午後 10 時まで	1,800
		入場料を徴収する場合	日曜日、土曜日及び休日	午前 9 時から午後 10 時まで	15,000
			平日	午前 9 時から午後 5 時まで	10,800
				午後 5 時から午後 10 時まで	13,000
	音楽、プロスポーツ等の興行	日曜日、土曜日及び休日		午前 9 時から午後 10 時まで	33,600
		平日		午前 9 時から午後 5 時まで	24,000
				午後 5 時から午後 10 時まで	28,000

	式典、集会等	日曜日、土曜日及び休日		午前9時から午後10時まで	6,300
		平日		午前9時から午後5時まで	4,500
				午後5時から午後10時まで	5,300
	展示会、見本市等	日曜日、土曜日及び休日		午前9時から午後10時まで	21,000
		平日		午前9時から午後5時まで	15,000
				午後5時から午後10時まで	18,000
	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	一部利用		全部利用の場合の金額の5割に相当する額	
		フットサルコート又はバスケットボールコート一面につき	日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後10時まで	1,050
			平日	午前9時から午後5時まで	750
				午後5時から午後10時まで	900
		バレーボールコート一面につき	日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後10時まで	700
			平日	午前9時から午後5時まで	500
				午後5時から午後10時まで	600
		バドミントンコート一面につき	日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後10時まで	300
			平日	午前9時から午後5時まで	200
				午後5時から午後10時まで	250
		卓球コート一面につき	日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後10時まで	160
			平日	午前9時から午後5時まで	120
				午後5時から午後10時まで	140
		ハンドボールコート一面につき	日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後10時まで	2,100
			平日	午前9時から午後5時まで	1,500
				午後5時から午後10時まで	1,800
会議室				午前9時から午後10時まで	600
第二競技場	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	入場料を徴収しない場合	日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後10時まで	900
			平日	午前9時から午後5時まで	600
				午後5時から午後10時まで	700
		入場料を徴収する場合	日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後10時まで	6,500
			平日	午前9時から午後5時まで	4,700
				午後5時から午後10時まで	5,500
	音楽、プロスポーツ等の興行	日曜日、土曜日及び休日		午前9時から午後10時まで	13,500
		平日		午前9時から午後5時まで	9,600
				午後5時から午後10時まで	11,200
	式典、集会等	日曜日、土曜日及び休日		午前9時から午後10時まで	2,500
		平日		午前9時から午後5時まで	1,800
				午後5時から午後10時まで	2,100
	展示会、見本市等	日曜日、土曜日及び休日		午前9時から午後10時まで	8,400
		平日		午前9時から午後5時まで	6,000
				午後5時から午後10時まで	7,000

	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	一部利用		全部利用の場合の金額の5割に相当する額	
		フットサルコート又はバスケットボールコート一面につき	日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後10時まで	900
			平日	午前9時から午後5時まで	600
				午後5時から午後10時まで	700
		バレーボールコート一面につき	日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後10時まで	900
			平日	午前9時から午後5時まで	600
				午後5時から午後10時まで	700
		バドミントンコート一面につき	日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後10時まで	450
			平日	午前9時から午後5時まで	300
				午後5時から午後10時まで	350
		卓球コート一面につき	日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後10時まで	160
			平日	午前9時から午後5時まで	120
				午後5時から午後10時まで	140

（備考）

1　一部利用とは、床面積の2分の1以下で、指定管理者の認めた部分を利用する場合とする。

2　利用の時間が1時間未満であるときは、当該利用の時間は1時間とする。

3　休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

4　スポーツ大会等の準備又は撤去のため利用する場合の利用料金の額は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

5　表に定める時間区分外の1時間あたり利用料金の金額は、直近の利用料金の金額のうち最も高い額とする。

6　利用料金の金額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(2)　設備及び器具

区　　分			単　　位	金　　額（円）
電光表示盤			1式　1日当たり	2,200
電光得点表示盤			1式　1日当たり	2,300
音響設備	第一競技場		1式　1日当たり	3,400
	第二競技場		1式　1日当たり	1,000
照明設備	第一競技場	全灯	1時間	1,900
		半灯		950
	第一競技場舞台照明		1時間	1,400
	第二競技場	全灯	1時間	1,000
		半灯		500
冷暖房設備	第一競技場		1時間	9,500
	第二競技場		1時間	3,700
壁面収納可動席			1式　1日当たり	8,600
			1区画　1日当たり	2,200
舞台設備	前幕		1式　1日当たり	2,900
	ホリゾント幕		1式　1日当たり	2,000
	スクリーン		1式　1日当たり	4,000
	第一演台（花台含む）		1台　1日当たり	1,100
	第二演台（花台含む）		1台　1日当たり	700
	組立舞台		1台　1日当たり	4,100

体育器具	移動式バスケットゴール	1式　1日当たり		1,600
	練習用バスケットゴール	1式　1日当たり		400
	バドミントン用具	1式　1日当たり		200
	バレーボール用具	1式　1日当たり		600
	卓球用具	1式　1日当たり		200
	ハンドボール用具	1式　1日当たり		500
	ゲートボールマット	1面　1日当たり		800
	綱引マット	1式　1日当たり		400
	柔道用具	1式　1日当たり		5,400
	フットサル用具	1式　1日当たり		300
軽運動室		貸切り1回（1回の使用は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後10時までとする。）		4,500
		10人以上の団体使用1回2時間（2時間未満は2時間とする。）	高校生以下	1,500
			その他	3,000
		個人使用1人1回2時間（2時間未満は2時間とする。）	高校生以下	150
			その他	300
トレーニング室		1人1回2時間（2時間未満は2時間とする。）	中学生及び高校生	150
			その他（小学生以下の者を除く。）	300
シャワー室		団体使用1室1時間当たり		1,000
		個人使用1人1回当たり（1回は10分以内とする。）		100
その他	バトン	1本　1日当たり		1,100
	フロアシート	1枚　1日当たり		60
	パイプ椅子	1脚　1日当たり		20
	長机	1脚　1日当たり		50
	移動式音響ワゴン	1式　1日当たり		500

（備考）　利用の時間が1時間未満であるときは、当該利用の時間は1時間とする。

3　利用料金の承認年月日

平成29年3月9日

4　利用料金の適用年月日

平成29年4月1日

三重県告示第230号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2第1項の規定により、都市公園と河川及び道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立しました。

なお、関係図書は、三重県地域連携部スポーツ推進局国体準備課に備え置いて縦覧に供します。

平成29年3月28日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　都市公園の名称及び位置

(1)　名称

五十鈴公園

(2)　位置

伊勢市中村町

2　管理を行う者の氏名及び住所

河川管理者　三重県知事　鈴木英敬
津市広明町13番地
道路管理者　伊勢市長　鈴木健一
伊勢市岩渕1丁目7番29号

3　管理の内容
兼用工作物の新設、改築、維持、修繕、災害復旧及び命令の規定による兼用工作物の管理に関する事務

4　管理の期間
平成29年3月8日から当該施設の存続する期間

三重県告示第231号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第4項の規定により同法第6条第2項による届出とみなし同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名　2　意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地　3　その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項　4　意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成29年3月28日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
桜橋ショッピングタウン　ノバ
津市桜橋3丁目67-1ほか27筆

2　変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1)　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ドン・キホーテ	午前10時	午後9時
株式会社大創産業	午前10時	午後9時
藤久株式会社	午前10時	午後9時
株式会社アイ・トピア	午前10時	午後10時
有限会社一燈コーポレーション	午前10時	午後9時
株式会社マルセイ	午前10時	午後9時

(変更後)

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ドン・キホーテ	24時間	
株式会社大創産業	午前10時	午後9時
藤久株式会社	午前10時	午後9時
株式会社アイ・トピア	午前10時	午後10時
有限会社一燈コーポレーション	午前10時	午後9時
株式会社マルセイ	午前10時	午後9時

(2)　来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場①～⑥	午前9時30分から午後10時30分まで

(変更後)

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場①～⑤	24 時間
駐車場⑥	午前 6 時から午後 10 時まで

(3)　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設①②	午前 6 時から午後 10 時まで

(変更後)

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設①②	24 時間

3　変更する年月日

平成 29 年 4 月 10 日

4　届出の日

平成 29 年 3 月 14 日

5　届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

6　届出等の縦覧の期間及び時間

平成 29 年 3 月 28 日から同年 7 月 28 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 232 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 29 年 3 月 28 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール四日市北

四日市市富州原町 221 番地ほか 17 筆

2　四日市市から聴取した意見

意見なし

3　意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4　意見の縦覧の期間及び時間

平成 29 年 3 月 28 日から同年 4 月 28 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 233 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 29 年 3 月 28 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン四日市尾平ショッピングセンター

四日市市尾平町字天王川原 1805 番地ほか

2　四日市市から聴取した意見

意見なし

3　意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4　意見の縦覧の期間及び時間

平成 29 年 3 月 28 日から同年 4 月 28 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 234 号

県土整備部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 29 年 3 月 28 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

県土整備部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

県土整備部関係補助金等交付要綱（平成 14 年三重県告示第 616 号）の一部を次のように改正する。

別表第 8 号の項（A）の欄から（C）の欄までを次のように改める。

木造住宅耐震補強等事業費補助金	既存木造住宅の地震に対する安全性の向上を図る。	木造住宅の耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事等に要する経費について市町が補助を行う場合における当該補助に要する経費

別表中第 9 号の項及び第 10 号の項を削り、第 11 号の項を第 9 号の項とし、第 12 号の項から第 17 号の項までを 2 項ずつ繰り上げ、同表第 18 号の項（A）の欄を次のように改める。

避難路沿道建築物耐震対策支援事業費補助金

別表第 18 号の項（C）の欄を次のように改め、同項を同表第 16 号の項とする。

緊急輸送道路等の避難路の沿道建築物の耐震診断、補強設計及び耐震改修に要する経費について市町が補助を行う場合における当該補助に要する経費

附　則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

三重県告示第 235 号

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 17 条第 1 項の規定により、五十鈴川右岸堤防と伊勢市道中村 12 号線及び五十鈴公園園路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立しました。

なお、関係図書は、三重県県土整備部流域管理課及び三重県伊勢建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 29 年 3 月 28 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　河川の名称

一級河川宮川水系宮川支川五十鈴川

2　河川管理施設の名称又は種類

五十鈴川右岸堤防

3　河川管理施設の位置

伊勢市中村町字漆シ 1342-5 番地内から同市中村町字漆シ 1344-6 番地内まで

4　管理を行う者の氏名及び住所

道路管理者　伊勢市長　鈴木健一

伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号

公園管理者　三重県知事　鈴木英敬

津市広明町 13 番地

5　管理の内容

道路の路面等専ら道路の用に供される部分の新設、改築、維持又は修繕

公園進入路の路面等専ら公園進入路の用に供される部分の新設、改築、維持又は修繕

6　管理の期間

平成 29 年 3 月 8 日から道路、公園進入路の存続する日まで

三重県告示第 236 号

警察関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 29 年 3 月 28 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

警察関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

警察関係補助金等交付要綱（昭和 50 年三重県告示第 481 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表第 1 号の項中「社団法人三重県防犯協会連合会」を「公益社団法人三重県防犯協会連合会」に改め、同表第 2 号の項から第 4 号の項までを削る。

附　則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

公　　告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 29 年 3 月 28 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　認証年月日

平成 29 年 3 月 13 日

2　認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1)　名称

特定非営利活動法人　ライフサポート三重西

(2)　代表者の氏名

菅瀬　博文

(3)　主たる事務所の所在地

四日市市三重六丁目 130-3 番地

(4)　定款に記載された目的

この法人は高齢社会において、住み慣れた地域で生涯を過ごす意志を持ち、お互いが助け合うことで人間関係をつくり、安心して住み続けることが出来るまちづくりの事業を行うことを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 29 年 3 月 28 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　認証年月日

平成 29 年 3 月 14 日

2　認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1)　名称

特定非営利活動法人　あおば

(2)　代表者の氏名

桂川　洋

(3)　主たる事務所の所在地

津市城山 1 丁目 2524 番地 1

(4)　定款に記載された目的

この法人は、知的障害者、身体障害者及び精神障害者（以下「障害者」という）に対して、自宅において

良好に日常生活を継続出来るよう日常支援活動、社会参加活動、福祉的就労の場を提供すると共に、障害者が心身共に安らぎと生きがい豊かな生活を確保するための事業活動を推進し、もって地域福祉の充実に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第6条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成29年3月28日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　認証年月日

平成29年3月14日

2　認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1)　名称

特定非営利活動法人　いと健

(2)　代表者の氏名

糸川　清通

(3)　主たる事務所の所在地

津市久居一色町223番地40

(4)　定款に記載された目的

この法人は、福祉・介護に関する事業を通じて、全ての人達が心身共に健やかな生活を送ることのできる地域づくりに寄与することを目的とする。

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成29年3月28日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　調査を行った者の名称

志摩市

2　調査を行った期間

平成24年5月から平成27年5月まで

3　成果の名称

志摩市（浜島⑤）の地籍図及び地籍簿

4　調査を行った地域

志摩市浜島町浜島地内

5　認証年月日

平成29年3月14日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成29年3月28日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　調査を行った者の名称

員弁郡東員町

2　調査を行った期間

平成19年6月から平成23年4月まで

3　成果の名称

員弁郡東員町（長深1工区）の地籍図及び地籍簿

4　調査を行った地域

員弁郡東員町長深及び中上字地内

5　認証年月日

平成 29 年 3 月 14 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 29 年 3 月 28 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

員弁川用水第三土地改良区

退任理事

桑名市大字江場 924-1	平野義一
〃　大字東方 1318	伊藤美寿
〃　大字福島 135	渡邉一英
〃　大字桑部 708	松岡　昇
〃　大字能部 1177	黒田修身
〃　大字西金井 342-1	瀬古久秀
〃　大字稗田 320	後藤忠文
〃　大字西別所 709	水谷秀主
〃　大字額田 384-3	柴田　博
〃　大字増田 436	森山正彦
〃　大字五反田 1182	中村重一
〃　大字森忠 493	毛利正幸
〃　大字芳ヶ崎 742	水谷幹生
〃　大字星川 65	加藤寛治

退任監事

桑名市大字坂井 527	渡邉春男
〃　大字桑部 504	松岡　卓

就任理事

桑名市大字江場 924-1	平野義一
〃　大字東方 1388	伊藤宗春
〃　大字福島新町 80	水谷忠幸
〃　大字桑部 708	松岡　昇
〃　大字能部 1177	黒田修身
〃　大字西金井 350-1	松岡孝雄
〃　大字額田 43-2	小林繁夫
〃　大字増田 225	中村浩彦
〃　大字稗田 753	山家正幸
〃　大字西別所 1877-1	加藤幸治
〃　大字五反田 1219	三林義和
〃　大字芳ヶ崎 742	水谷幹生
〃　大字森忠 807	加藤保之
〃　大字星川 1389	伊藤清作

就任監事

桑名市大字坂井 527	渡邉春男
〃　大字桑部 504	松岡　卓

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 29 年 3 月 10 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所長から通知がありました。

平成 29 年 3 月 28 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　作業種類

公共測量（水準測量）

2　作業地域
　桑名市及び桑名郡木曽岬町

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、多度町小山土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可しました。

平成29年3月28日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　組合の名称及び事務所の所在地
　多度町小山土地区画整理組合
　桑名市多度町多度一丁目1番地1
2　事業施行期間
　平成12年6月20日から平成32年3月31日まで
3　施行地区
　桑名市多度町小山字西塚原、字東塚原、字西谷通、字東谷通、字貝殻谷、字中之谷及び字大谷の各一部並びに多度字祢宜谷の一部
4　設立認可の年月日
　平成12年6月20日
5　変更の内容
　事業施行期間について、「平成12年6月20日から平成29年3月31日まで」を「平成12年6月20日から平成32年3月31日まで」に変更
6　変更認可の年月日
　平成29年3月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成29年3月28日

三重県知事　鈴　木　英　敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成29年 3月1日	松阪市八重田町字下郡40	松阪市久保町1843-7 社会福祉法人まつさか福祉会 理事　太　田　正　隆
平成29年 3月1日	伊賀市佐那具町字法華堂934-1の一部ほか3筆	津市栄町4丁目246栄四ビル3F 有限会社ＭＡＣ 取締役　杉　本　浩　規
平成29年 3月13日	鳥羽市安楽島町字高山1075-7の一部	鳥羽市相差町1110-1 有限会社幸洋荘 代表取締役　上　村　浩　一
平成29年 3月14日	伊勢市小俣町新村字一ノ岡 558-1 ほか 6 筆及び字せゝなげ 555-1 の一部ほか 1 筆並びに小俣町明野1944-1の一部ほか1筆ほか	伊勢市曽祢2丁目11-8 株式会社ナカムラ工務店 代表取締役　中　村　博　光
平成29年 3月15日	多気郡明和町大字斎宮字北野3864ほか5筆	松阪市西町283-1 創和不動産株式会社 代表取締役　世　古　政　弘
平成29年 3月15日	三重郡菰野町大字菰野字前田9198	三重郡菰野町大字菰野9931 有限会社大甚 代表取締役　佐々木　　慎

三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和47年三重県条例第41号）第6条の規定により確認しました宅地開発事業に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成29年3月28日

三重県知事　鈴　木　英　敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	確認を受けた者の住所及び氏名

平成 29 年 3 月 15 日	三重郡菰野町大字永井字西川原 3086-74 の一部及び字溜ノ内 211-5 ほか 7 筆ほか	三重郡菰野町大字竹成 3571-1 株式会社サンマル開発 代表取締役　相　馬　雅　之

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 29 年 3 月 28 日

三重県教育委員会教育長　山　口　千　代　己

1　特定役務の名称　学校情報ネットワークシステム保守業務委託

2　担　当　部　局　津市広明町 13 番地
三重県教育委員会事務局教育総務課

3　落札者決定日　平成 29 年 3 月 10 日

4　落　札　者　三重県津市羽所町 700
富士通ネットワークソリューションズ株式会社三重営業所
営業所長　金子　隆

5　落　札　金　額　入札価格　188,800,000 円
契約金額　204,508,550 円

6　決　定　手　続　一般競争入札

7　入 札 公 告 日　平成 29 年 1 月 17 日

発行　三　重　県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/